

明治期における長崎外国人居留地の運営 — 地所と貸渡に見る諸問題 —

宮下 雅史[†]

Management of the Nagasaki foreign settlement during the Meiji period - Issues related to land and rental -

Masafumi Miyashita

1. はじめに

江戸時代を通じて中国・オランダに開かれた幕府直轄の海外貿易港であった長崎は、安政5年（1858）米、蘭、露、英、仏の五か国との修好通商条約締結により、箱館（函館）、神奈川（横浜）とともに新しい自由貿易港として開港場に指定され、外国人の活動拠点となる居留地が置かれた。

長崎外国人居留地に関する先行研究は、菱谷武平の居留地成立の過程や制度に関する一連の研究や、大山梓による各開市・開港場を対象とした広範囲にわたる研究の中で長崎居留地の位置づけと変遷をまとめたものが、その代表的なものとして知られる。また、近年では、吉岡誠也により開国前後の長崎に焦点を当てた具体的な居留地運営についての新たな研究も進められている。

しかし、吉岡も指摘するように、従来の長崎居留地研究には、「居留地の日常的な運営を支える行政のあり方を正面に据えたものがなかった」（吉岡2018）ことにより、同氏が扱った幕末を除けば、主に地方庁により行われた明治期における長崎居留地の具体的な運営については、ほとんど研究が進められていないのが現状である。また、明治以後における横浜・神戸の発展に伴う、長崎の海外貿易港としての地位の低下による長崎居留地の衰退も、先学により指摘されているが、その影響や実態などの具体的な変化について積極的に検証したものはほとんど見られない。

本研究では、主に長崎に残る明治期の行政文書を用いて、開国以前から主要な海外貿易港として存続してきた特殊な背景を持つ長崎が、明治時代以降、その中心的位置から遠ざかっていく中において、居留外国人を含む居留地社会やその周辺の日本人社会がどのように変化したのかを検証し、そのことが居留地運営の根幹といえる地所及びその貸渡において、どのように影響し問題となったのかを、明らかにすることを目的とした。そして、外国人居留地とい

う国際的な場所において、当時の長崎の人々や行政が果たした役割などを通して、中世末から継続して海外と交流をもった特殊な港市に関する、地域史的視点からの変遷の理解と、他地域との交流によって盛衰した港市の在り方を解明する一助としたい。

2. 「長崎地所規則」の問題

長崎外国人居留地は、長崎港南部の大浦を中心に安政6年（1859）から整備が着手され、随時外国人に貸し渡されていった。その後も順次整備が進められ、明治元年（1868）頃には、居留地の範囲は、大浦、下り松、東山手、南山手、梅香崎、出島、新地、広馬場にわたる約36万㎡に及んだ。

長崎居留地は、基本的には、万延元年（1860）、長崎奉行岡部駿河守と英・米・仏・葡・白・瑞・李・蘭の在長崎領事との間で調印された「長崎地所規則」の規定によって運営されていた。この規則は全13条からなり、地所の配分や保有、借地手続き、居留地の整備や管理、居留地内の治安維持、外国人や日本人の居留地内における制限などが定められていた。地所貸渡しやインフラ整備などについて長崎地所規則に代わる取極めはなく、明治32年（1899）の居留地制度廃止まで実効性を有する規則であった。しかし、規定は当初に取り極められた基本的なものに過ぎず、一部を除き改正も行われなかったため、運用時において起こった想定外の状況等に対しては、運用上での現実的対応がなされたようである。例えば、2条に定められていた、実際に居住する者に対してのみ地所を貸渡す規定や、借地後は6か月以内に一定価格以上の建物を建設しなければならないという規定をはじめ、実態として遵守されてなかった事例も多く見られるのは後述のとおりである。

そのため、9条に規定されていた外国人による居留地自治が崩壊した明治9年（1876）以降は、関係する条文の改

[†]2020年度修了（人文学プログラム）

正が行われずに存続する本規則に関し、米国領事や英国領事は失効を主張している。これに対し、日本政府は規則の失効説については不当な主張と断定し、外国領事側も失効についての明白な根拠は示せなかったことから、廃止という結論には達しなかった。長崎地所規則は、改正の手続きを経た一部の条文を除いて、現実に則しない条文を持ったまま居留地廃止まで存続し、地方庁と領事館がそれぞれの役割を果たしながら運用されていた。しかし、外国領事側に失効との意識があったことは、その後の運用上において影響を与えた可能性は高いと考えられる。

3. 明治期における長崎居留地の推移

3.1 居留外国人の人口動態と貿易商社の推移

長崎居留地の推移については、大山が「幕末維新に著しい発展した長崎港の交易も、貿易の中心が横浜、神戸に移ると、外国居留民の人口も減じ、居留地も衰微し、明治9年（1876）7月、長崎居留地内の民有地78,380坪766の内、空地が実に26,266坪947に達していた。」として、その衰退を指摘している（大山1967）。

『幕末・明治期における長崎居留地外国人名簿』により、長崎地所規則に調印した8か国の、文久2年（1862）から明治32年（1899）までの人口の推移を見ると、明治元年に200人を超えた人口は、30人前後の増減を繰り返しつつも同32年までに390人に増加している。空地が顕著となっていた明治9年においても218人を数えており、大山の言うような人口減少は確認できない。

しかしながら、外国人人名録である『The Chronicle and Directory for Foreign Residents of China Japan and the Philippines』などを基に、長崎における主な外国人商社の推移を見てみると、1870～80年頃において、有力な貿易商人が次々にその名を消していったことが判明した。横浜や神戸に主たる拠点を移し長崎から撤退したウォルシュ商会（Walsh & Co.）やグロージャー商会（Grosser & Co.）、経営不振で倒産したグラバー商会（Glover & Co.）やモルトビー商会（Maltby & Co.）など、その理由は様々ではあるが、茶再製及び輸出を手掛けていた商社を中心に姿を消しており、貿易の推移に大きく影響された結果と考えられる。

一方では新たな外国人商社の成立がうかがえ、また、居留地外国人名簿を見ると、長崎港外の高島炭鉱における本格操業や、明治6年（1873）のキリスト教禁教の高札撤去などを背景に、技術者等のお雇い外国人、キリスト教の宣教師や教員など新たな人々が増えていることも看取される。貿易港としての地位の低下は、居留外国人の人口の数ではなく、むしろ構成の変容に表れているといえよう。

3.2 空地の増加とその要因

大山が長崎居留地の衰微の表出として取り上げた空地の増加は、明治16年（1883）政府から長崎県あてに照会し

た「外務書記官ヨリ居留地ニ有ル明地等取調方電報ノ件」（『明治十五年同十六年分外務課事務簿外国人居留地ノ部』長崎歴史文化博物館蔵）で詳細を知ることができる。これによると、借地人から返還され空地化した地所、つまり返地が特に多い南山手では、約16,400坪余が返地により空地化していたことなどがわかる。

これら返地された地所の元借地人を居留地外国人名簿で確認すると、グラバー商会社員をはじめオルト商会（Alt & Co.）やシュミット・スパン商会（Schmidt, Spahn & Co.）、ハルトマン&ベシール（Hartmans & Besier）など、先に指摘した1870年頃から1880年頃の間長崎からその名を消した商社や関係者などが、複数の地所を借地していた状況がうかがえる。また、これらの地所の多くには「未タ建家不仕候」の記載があり、更地が多かったことも判明する。

更地のまま返地された空地については、元から建物建設等を予定して借地したかどうかは疑わしい。杉山伸也は借地権がグラバー商会における事業資金調達に担保として利用されていたことを指摘しており（杉山1993）、このような地所は、開発して利用するという明確な目的があったというよりも、資金融資の抵当に使用するという意図で借地された可能性が高い。返地は、特に南山手南部、ビジネスの中心であった平地の大浦居留地から離れるほど顕著に見られ、地理的な面で不人気な土地であったことも推測される。資金調達のための担保物件として借地されたこれらの多くは、更地のまま経過し、移転や消滅を含む商社等の推移に伴い返地されたものと考えられる。

3.3 空地増加の日本人社会への影響

長崎居留地は、官有地約32,000坪と民有地約76,000坪、合計約108,000坪で構成されていたが、民有地のほとんどは東山手、南山手の下等地にあった。下等地の借地料は、年間100坪あたり洋銀12ドルと決定され、上等地や中等地に比して非常に安価で貸し渡されていた。貸渡しは、官有地と同じく政府（幕府）から外国人借地人に貸し付けられ、土地所有者には、長崎会所を介して借地料が支払われることとなっており、さらにそこから居留地のインフラ整備の財源として二割が引き去られていた。民有地所有者にとっては、土地利用が制限されたうえに、当初から借地人がいなければ収入が得られないという不利な状況の中にあって、空地の増加は深刻な問題であったと考えられる。

「慶応三年居留地東南山手地主名前並坪数小訳帳」（『長崎奉行所関係資料』長崎歴史文化博物館蔵）は、各地所の民有地所有者を記載しており、明治19年（1886）頃まで随時貼紙により修正が加えられた史料である。これによると、慶応3年（1867）当時においては、基本的には地元及び近隣の地主を中心に構成されており、中には鈴木勝之丞や森伊三次、小曾根辰太郎といった地元の大地主の存在も見られる。しかし、明治以降において、このような地元の大地主のほか永見氏や松尾氏など地元以外の長崎の実業

明治期における長崎外国人居留地の運営

— 地所と貸渡に見る諸問題 —

家・資産家の進出が目立つようになる。特に注目される人物は、一万坪を超える土地を所有していた高木與作である。彼は「明治二十一年民有居留地明地借上料明細仕譯表」(『明治二十二年中 外務課事務簿 外国人居留地之部』長崎歴史文化博物館蔵)を見ると空地も多く所有しており、賃借料収入を得られない状況下の地元土地所有者から、土地を取得していったことが推測される。

空地の増加は、多くの民有地所有者が借地料収入を得られない事態を生み、他所からの資産家の参入・土地取得という、地域社会における新たな状況の変化をもたらした。さらに、空地増加の影響を受けた民有地所有者らの不満は、明治9年から度々政府への土地返却等の請願につながり、同22年(1889)居留地内民有地は官有化にいたった。

4. 居留地の貸渡に関する実態と問題

4.1 地所貸渡の手続き

地所の貸渡に関する業務は、吉岡が指摘するとおり、居留地運営の根幹となる業務であり(吉岡2018)、居留地廃止にいたるまで、継続して地方庁により業務が遂行されていた。長崎居留地では居住者・借地人の異動が多く、そういった意味でも地所貸渡は地方庁の主要な業務であった。

前述のとおり、地所の貸渡に係る手続きは長崎地所規則に規定されていた。借地を希望する者は、自国の領事に書面により申し出、領事による希望地に対する支障の有無の照会・確認を経て地方庁に申請し、借地面積を確定し1年分の借地料を支払い、それが確認された後、地方庁から三通の地所貸渡証書、いわゆる地券が発行され、地方庁・領事・借地希望者が一通ずつ所持する仕組みであった。

原則として、地所には地券に記された者が居住し、常にこの地券を所持すること、そして借地人変更については、日本の役人並びに借地人が属する国の領事にその旨を届け出、双方の認可を受けなければならず、地券を返納したうえで、新たな借地人の名義に書換え、新規借地人が属する領事館を通じて交付されるようになっていた。

しかし、借地人の名義はそのままに居住者が異動している事例は珍しくなかった。例えば東山手12番地は、文久元年(1861)に米国人ウォルシュ(J.G. Walsh)が借地しウォルシュ及び商会社員が使用していたが、明治18年(1885)に借地人の名義が蘭人医師ビューケマー(T.W. Beukema)に変更するまでの間に、高島炭鉱技師英国人ポッター(F.A. Potter)などの商会社員以外の者が居住していたことがわかっている(宮下1999)。地券の書換えなど正式な手続きを踏まずに、当事者間における借地権の譲渡(売買)が横行していたと見られ、さらには金銭貸借の抵当として地券が扱われていたことも次の事例で明らかである。

4.2 地券の取扱いに関する問題(1)

「居留地南山手廿八番地々券返納ノ儀英国領事へ照会ノ

件」(『明治十三年中 外務課事務簿 外国人居留地之部』長崎歴史文化博物館蔵)は、地券上の借地人は変更されないうまま、金銭貸借のための抵当として地券が扱われた事例である。南山手口28番は、仏国人マンシニー(C.N. Mancini)が元治元年(1864)から貸渡を受けていたが、慶応三年(1866)にマンシニーがこの地から離れた後も、地券上の借地人は彼のまま居住者が変遷していたことが、居留地外国人名簿からわかる。問題の露見は、明治11年(1878)分の当地借地料の不払いに端を発した。近年、南山手口28番の借地料を払っていた仏国人イウェル(J.P. Hyver)は、元妻ラバスティーが新たな借地人であるとして、明治11年分の借地料の納付を拒み、一方のラバスティーも支払いを拒否した。そのため、二人を被告として長崎県が横浜仏国法廷に訴えたところ、仏国法廷は同12年(1879)1月、そもそも両者とも地券変更の正式な手続きを行っていないことから、長崎県が借地者として公認していることを無効とし、どちらの借地権も認めず、土地建物は官没という判決が下された。

判決を受けて、南山手口28番は返地扱いとなり、長崎県外務課は地券の返納をラバスティーに催促したが、ラバスティーが地券を所持していないことが判明し、行方不明の地券は横浜在住の蘭人ヘーメルト(T.van Hemert)が所持していることがわかった。しかし、ヘーメルトは地券を回収しようとした長崎県外務課に対し、所持している地券は融資の抵当として受け取ったものであり、現時点で借地権を保持しているのは自分であること、さらに明治13年(1880)5月19日付書簡で「拙者ハ素ヨリ和蘭国従民ニ有之、仮令仏国法廷ニ於テ何等ノ判決相成トモ拙者更ニ受セサル処ニテ」として、自分は蘭国民であり仏国法廷の判決に対して従うつもりはないと主張し、新たに地券を他者に発行するのであれば県に融資金の賠償を求める姿勢を示した。

本件では、借地人手続きとは関係のないところで、地券が金銭貸借の抵当として扱われ、地所は実際に居住する者に貸し渡す、地券はその証であるという長崎地所規則の規定から大きく逸脱していた実態を見ることができる。

また、横浜仏国法廷は、長崎県と在長崎領事が正式手続きを経ていない借地人を公認していること自体を否定する判決を下し、手続きの不備を指摘している。長崎県は運営上において、地券上の借地人と実際の借地権者が異なっているという事実の認識はありつつも、借地料支払い者を借地人として認めざるを得ず、黙認していたと考えられる。一方、領事側についても規則上借地に関する手続きの一端を担う立場として位置付けられていながら、その機能を十分果たしていたとは言い難い。居留地運営側においても、規定と実態に大きな乖離が生じていたことが指摘できる。

4.3 地券の取扱いに関する問題(2)

次に、地券の書換え手続きの不備に関する事例として南山手乙27番を取り上げる。「四十六 英国領事より地所移

動通知之件」(『明治二十四、五年中 第二課事務簿 外国人居留地之部』長崎歴史文化博物館蔵)には、南山手乙27番の前居住者ストダート(J.M. Stoddart)が死亡した明治25年(1892)、独国人ゼッセルセン(J. Jesselsen)が新たに借地手続きを行ったことが報告されているが、ストダートの財産管理者リンガー(F. Ringer)が、譲渡手続きを行うにあたって、地券が紛失していたことや、ストダート以前の居住者から借地人の変更手続きを行っていなかったことが発覚している。

本地所は、明治11年(1878)頃には元ロシア領事フィリップペンズ(A.E. Philippens)が借地人となっていたが、翌年以降はガワー(E.H.M. Gower)、ホーム(R. Holme)、ストダートといった高島炭鋳もしくはジャーディン・マセソン商会(Jardine, Matheson & Co.)に関係する英国人が入れ替わり居住していたことが、居留地外国人名簿で確認できる。手続き不備は明治12年(1879)から居住したガワーが英国領事館へ登記の届出を怠っていたことから始まっており、明治16年(1883)ガワーが去った後、居住者がホーム、ストダートへと移り変わっていく中においても、借地人登記手続きはなされないまま経過している。一方で、実際の借地権の変更は、同史料中に「売渡証」の存在が記載されており、当事者間における借地権の売買だけで、実質的な借地人が変遷したことを示唆している。

本件は、登記上はガワーを借地人として地券を再発行し、委任を受けた故ストダート管理者リンガーにその権利が譲渡され、そのうえでゼッセルセンへと譲渡するという整理により決着した。同一国民且つ特定の企業の関係者間で、居住者の、実質的な借地権の譲渡が数度にわたり行われたと見られる事例である。長期間にわたって地券の書換えがなされることなく経過し、異なる国籍の外国人への地券譲渡によって初めてその事実が明るみになったため、辻褃あわせのごとき書類上の処理を行ったと言ってよい。

また、借地人変更の無届が多い中、長崎県は「外国人居留地々所譲渡等ノ節通牒ノ儀ニ付各国領事へ照会ノ件」(『明治十三年中 外務課事務簿 外国人居留地之部』長崎歴史文化博物館蔵)により、借地人が変更した際には遅滞なく報告するようにと各国領事に通知しているが、英国領事においてはその後も徹底されていなかったことが看取される。日常の管理事務において、そして長崎地所規則の遵守に関して、一部に緩慢な対応があったことは否めない。

5. おわりに

長崎の海外貿易港としての地位低下が顕著となった明治時代、幕末から長崎で活動した貿易商社のほとんどが、貿易の推移に伴い、概ね1870年代中に姿を消し、新たに別の商社に入れ替わっている状況が確認された。また、炭鋳開発の進展やキリスト教禁教政策の廃止などの社会背景を受け、お雇い外国人やキリスト教関係者が増加するなど、居留外国人の構成にも変化が生じていた。その結果、資金

調達のために借地されていた地所を中心とした返地の増加や、借地人・居住者の頻繁な異動を招くことになった。

返地された地所の多くは民有地であったために土地所有者の負担が増大し、土地を手放すものも増え、他所からの資産家の参入などその構成に変化が生じた。また、最終的には政府による官有地化につながったことが理解された。

一方、借地人・居住者の異動の増加に伴い、その変更手続きの遅延や地券の紛失等の事例も増加し、地券が借金の抵当として扱われたり、正式手続きを経ずに同一の国・商社等に属する者同士で借地権の譲渡が行われるなどの実態も確認された。このような地所貸渡に関する問題は、長崎県が各国領事の協力を得ながら対処していかなければならない問題であった。しかし、領事館側においては、自国民の利益保護を優先する意識に加え、長崎地所規則の遵守に関する緩慢な対応もうかがえる。さらに、居留地自治が崩壊した長崎居留地は、不平等条約のもと、各国ごとのルールや主張がなされる、まさに国際社会の縮図であったことは想像に難くない。長崎県の居留地運営は、その限界を感じながらも、現場における苦心と工夫によって成り立っていたと考えたい。

文献

- 大山梓『旧条約下に於ける開市開港の研究—日本に於ける外国人居留地』鳳書房 1967年
- 杉山伸也『明治維新とイギリス商人 トマス・グラバーの生涯』岩波新書 1993年
- 高島炭鋳史編纂委員会『高島炭鋳史』三菱鋳業セメント株式会社 1989年
- 長崎県立長崎図書館編『幕末・明治期における長崎居留地外国人名簿Ⅰ』2002年
- 長崎県立長崎図書館編『幕末・明治期における長崎居留地外国人名簿Ⅱ』2003年
- 長崎県立長崎図書館編『幕末・明治期における長崎居留地外国人名簿Ⅲ』2004年
- 長崎市教育委員会『長崎古写真集 居留地編』1997年
- 長崎市出島史跡整備審議会編『出島図—その景観と変遷—』中央公論美術出版 1987年
- 菱谷武平『長崎外国人居留地の研究』九州大学出版会 1988年
- 宮下雅史「東山手十二番館の変遷」『月刊文化財424号』第一法規 1999年
- 山本有造『「お雇い」鋳山技師エラスマス・ガワーとその兄弟』風媒社 2012年
- 吉岡誠也『幕末対外関係と長崎』吉川弘文館 2018年